

予防保全管理方式によるプロペラ軸の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用)

改正事項

予防保全管理方式によるプロペラ軸の検査に関する事項

改正理由

プロペラ軸の検査に関する現行規定では、プロペラ軸系の潤滑状態を監視及び診断する予防保全管理方式（以下、「PSCM」という。）を採用する船舶にあっては、診断結果が良好である場合、検査においてプロペラ軸の抜き出しは省略できることとなっている。

一方、PSCM を採用する船舶であっても、プロペラ軸の検査においてプロペラ軸のテーパ大端部の非破壊検査及びプロペラボス内面の外観検査等については通常の船舶と同様に要求される。

近年、船舶の推進性能向上及び省エネを目的として、プロペラと舵板との距離が短い設計の船舶が増えてきており、このような船舶にあってはプロペラ軸を抜き出さない限り、プロペラボス内面全体の外観検査ができないため、実質的に PSCM を採用した場合であってもプロペラ軸を抜き出す必要がある。

今後このような設計の船舶が増加することが予想されることを考慮し、今般、PSCM を採用する船舶にあって、プロペラ軸を抜き出さないとプロペラを完全に取り外すことが困難な船舶にあっては、プロペラを可能な範囲で取り外した状態で検査が行えるよう関連規定を改めた。

改正内容

PSCM を採用する船舶にあって、プロペラを完全に取り外すことが困難な船舶にあっては、開放検査においてスリップ等の異常が認められない場合に限り、プロペラボス内面全体の外観検査を一部省略できるよう改めた。